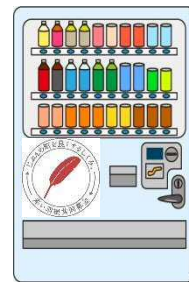


# 『赤い羽根自販機』による 社会貢献にご協力をお願いします



## 『赤い羽根自販機』とは…

飲み物を購入すると、その売上の一部が飲料販売業者等を通じて赤い羽根共同募金に寄付される自動販売機です。

## 「赤い羽根自動販売機」の設置ポイント



### 設置者様の負担は月々の電気代と設置場所の提供だけ。

- ・ 自販機の新規設置も既存自販機からの置き換えも、設置費用は無料です。
- ・ 設置や置き換えに必要な電気工事等もすべて協力販売業者が行います。
- ・ 自販機の管理や商品の補充、空き缶の回収や釣銭の管理等もすべて協力販売業者が行います。



### 協力販売会社（業者）が設置場所の現地調査を行います。

- ・ 設置場所と電源配線の確認、販売見込数などの確認を行います。現地調査も無料です。
- ・ 協力販売会社により設置基準が違うため、希望の業者を複数選択し、検討も可能。



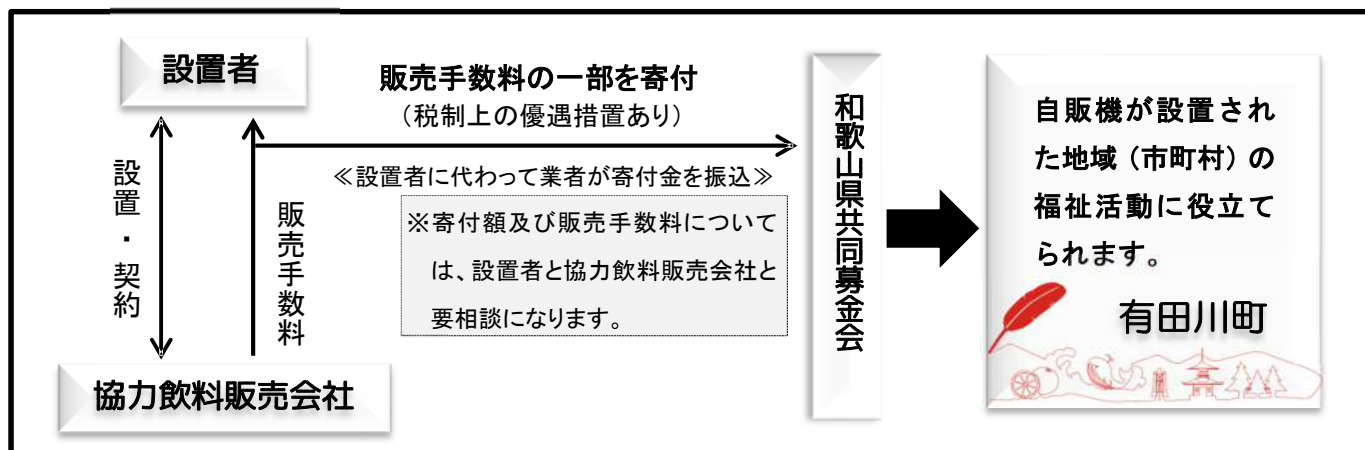
### 様々なメリットがある、新しいかたちの寄付です。

- ・ 売上の5~20%程度が販売手数料として業者から毎月支払われます。（業者により変動）
- ・ 最近ではエコ仕様の自販機も増え、電気代は月々3,000円程度で経済的です。
- ・ 費用をかけずに地域社会へ貢献できます。

### 協力飲料販売会社

\*ご希望の販売会社（業者）  
を選択できます。

- ◆アサヒ飲料（株） ◆（株）伊藤園 ◆コカコーラ・ウエスト（株）
- ◆サントリービバレッジサービス（株） ◆センゴクベンダー（株）
- ◆（N）ハートフル福祉募金 （お取扱いできない地域も一部ございます）



## 設置・ご寄付の流れ

### ① お電話でお問い合わせ

◇(福)和歌山県共同募金会

Tel : 073-435-5231

◇有田川町共同募金委員会

Tel : 0737-52-8886

### ② ご希望の飲料販売会社(業者)を選択

各飲料販売会社の取扱飲料ラインナップパンフレット等もご用意しておりますのでお気軽にお声かけください。

### ③ 業者による設置場所等の確認

#### <業者が設置できると判断した場合>

### ④ 業者と契約内容等の相談

売り上げの5~20%程度が販売手数料として業者から毎月支払われます。一か月の電気代は概ね3,000円程度です。

#### <設置契約の締結>

### ⑤ 自動販売機の設置(無料)

設置や置き換えに際して必要な電気工事等もすべて業者が行います。

### ⑥ 自動販売機の管理・売上金の回収

自動販売機の管理や商品の補充、空き缶の回収、つり銭の管理なども業者が行います。業者から設置者様へ販売手数料の振込を毎月行います。

### ⑦ 共同募金へ寄付金の振込

業者から共同募金への寄付金の振込を行います。振込手数料は業者が負担。寄付金額は、毎月業者から設置者様へお知らせします。



## 税制上の優遇措置

共同募金へのご寄付頂くと、税制上の優遇措置が受けられます。

共同募金会は、国や地方公共団体と同じように、「税制上の優遇措置の対象団体」となっています。お気軽に(福)和歌山県共同募金会までお問い合わせ下さい。

## よくあるご質問

### Q1 どんな場所に設置できますか?

およそ1㎡のスペースがあれば設置できます。設置希望スペースに応じた機種が選べる場合もあります。

### Q2 個人でも設置できますか?

企業でも個人でも設置ができます。設置場所を確認させて頂き、売上見込みなどを勘案の上、設置が可能かどうか判断させて頂きます。

### Q3 費用は掛かりますか?

設置に関する費用は無料ですが、毎月の電気代は設置者様の負担となります。

### 【お問い合わせ先】

#### 社会福祉法人和歌山県共同募金会

〒640-5319 和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

TEL : 073-435-5231 FAX:073-435-5232

MAIL : [info@akaihane-wakayama.or.jp](mailto:info@akaihane-wakayama.or.jp)

または

#### 有田川町共同募金委員会

〒643-0853 有田郡有田川町角75番地1

社会福祉法人有田川町社会福祉協議会内

TEL : 0737-52-8886 FAX:0737-52-4222

MAIL : [info@aridagawa-shakyo.or.jp](mailto:info@aridagawa-shakyo.or.jp)